

○ 地方消費税交付金(増収分)を財源とした社会保障経費（令和4年度）

<説明>

消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障経費(地方単独事業)の財源とし、その充当について、決算の説明資料等において明らかにすることとされていますので、次のとおり明示します。

地方消費税社会保障財源交付金 決算額
45,795千円

単位:千円

事業等		事業費	一般財源 ()は、交付金充当額
社会福祉	障害者自立支援給付事業	169,673	42,418
	小計	169,673	42,418 (9,938)
社会保険	国民健康保険特別会計繰出金	55,513	25,824
	介護保険特別会計繰出金	124,617	114,323
	小計	180,130	140,147 (32,881)
保健衛生	重度心身障害者医療費助成事業	13,993	5,405
	予防接種事業	7,208	7,203
	小計	21,201	12,608 (2,976)
合計		371,004	195,173 (45,795)

※ 事業費は、事務費及び人件費(職員分)を除いています。